第三十四条第二項第一号	信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十条第二項の同意に関する事項	
第三十四条第二項第二号	信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準	事業性融資の推進等に関する法律第六十一条に規定する受託会社の義務に関する事項	
第三十四条第四項第一号	不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な	特定被担保債権（事業性融資の推進等に関する法律第六条第四項に規定する特定被担保債権をいう。第七項において同じ。）及び同条第五項に規定する不特定被担保債権の内容並びに企業価値担保権の設定時における同条第六項に規定する特定被担保債権者の氏名又は商号若しくは名称その他の当該特定被担保債権者の属性（当該特定被担保債権者が同法第二条第三項各号に掲げる者であるかどうかの別をいう。）に関する	
第三十四条第五項	次に掲げる	事業性融資の推進等に関する法律第六十二条第一項に規定する受託会社の義務に関する	第三十条の二十三第一項第五号、第六号
第三十四条第七項	第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで	並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十八条の規定による特定被担保債権の元本確定請求の手続に関する事項	（電子決済手段の信託にあっては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。）